

生活困窮者自立支援制度について

平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至っていない生活困窮者に対する相談支援が制度化されます。

本市では、各区において法に基づく自立相談支援事業を実施することとしていますが、相談窓口の運用等については次のとおりです。

1 制度所管課について

生活保護制度との一体的な運用を行うため、区・局とも保護課を所管課として施行準備を進めてきましたが、新制度の施行に伴い、所管課の名称を、区・局とも「生活支援課」に変更します。

〈名称変更の理由〉

- ① 従来の生活保護制度に加え、生活困窮者自立支援制度を所管すること
- ② 市民の皆様にとって、相談しやすい名称とすること
- ③ これまでの個別支援に加え、広く地域と協働した生活支援を目指すこと

2 相談窓口について

各区生活支援課の相談窓口の運用は、次のとおりとします。

- 経済的なお困りごとに対して、幅広く受け付ける相談窓口とします。
- 窓口での相談業務については社会福祉職の職員が対応することとし、専門職のノウハウを活かした包括的な相談対応を行います。
- 新制度による継続的な支援を行う方には、各区に新たに配置する「自立相談支援員(嘱託員)」が、社会福祉職と連携しながら、就労支援などのきめ細やかな支援を行います。

3 新制度の周知・広報について

新制度の相談窓口について、自治会・町内会、民生委員の皆様への御説明を順次行っていくほか、広報よこはまへの掲載に向け、調整を行っています。

また、支援を要する方が早期に相談窓口に繋がるよう、関係機関等への周知・広報も含め、支援制度のPRに継続的に取り組んでいきます。

経済的にお困りの方へ
一人で悩まず、まずはご相談ください。

仕事をやめて
家賃が
払えない

失業

働きたいけれど
ブランクがあって
不安

なかなか
仕事が
みつからない

生活を
立て直したい

住むところが
ない

借金や
家計のやりくり
に
困っている

新しい一歩に向けて、
一緒に解決の道を探します。

ご相談はお住まいの区の福祉保健センター生活支援課へ

～まずは区福祉保健センターの生活支援課へ～

● 支援の内容 ●

区生活支援課



お困りの状況に応じた支援

■ なかなか仕事が見つからない / 失業した

区役所とハローワークが連携して就職活動をサポートします。

■ 働きたいけれどブランクがある / 社会に出るのが不安

様々な職場での実習体験などを通して、働く力を高める支援をします。

■ 借金や家計のやりくりに困っている / 生活を立て直したい

借金の整理・家計の見直し・お金のやりくりなどについて継続的に支援します。

■ 仕事をやめて家賃が払えない

就職活動を支えるために、家賃相当額を一定期間支給します。
※支給には条件があります。

■ 住むところがない

一時的な宿泊場所や食事を提供しながら、自立に向けて支援します。

■ どこに相談したらいいかわからない

適切な相談窓口へのご案内も含め、区役所内外の関係機関と連携しながら、解決に向けて支援します。

～お一人おひとりに寄り添いながら支援します～

● ご相談の流れ ●

ご相談

まず、困っていることをお聞かせください。

課題
整理

ご相談の中で、課題を一緒に整理していきます。

プラン
作成

課題解決に向けた目標を立て、具体的なプランを一緒に作成します。

一緒に
取り組

プランに沿って取り組み、ひとつずつ課題を解決します。

就職や家計収支の改善などを通じて
継続的な生活の安定・自立をめざしましょう！

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、
新たな支援制度が始まります。

この制度は、様々な事情により生活していくことが困難になっている方に
お一人おひとりのお困りの状況に応じたサポートをすることで、
自立に向かっていただけるよう支援する制度です。

横浜市では、専門職である社会福祉職の職員と、
担当となる自立相談支援員が寄り添いながら、
支援していきます。

まずは、お気軽にご相談ください。
一緒に、解決の道を探していきましょう。

～ご相談に関するQ&A～

Q 相談できる人はどんな人？

A 横浜市にお住まいで、
経済的にお困りの方なら
どなたでもご相談できます。
ただし、生活保護受給中の方は
対象外です。

Q 相談方法は？

A お住まいの区の福祉保健センター
生活支援課へお越しください。
(各区役所内にあります。)
ご予約は不要です。

Q 仕事のあっせんはしてくれますか？

A 仕事のあっせんは行いませんが、
区役所とハローワークが一体と
なって仕事さがしをサポートし
ます。

Q お金の支給はありますか？

A 失業等をされた方に、家賃相当額
を一定期間支給します。
支給には条件がありますので
ご相談ください。

～お問合せ先一覧～

各区役所内にあります

区生活支援課	所在地	電話番号
鶴見区	鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1785
神奈川区	神奈川区広台太田町3-8	411-7103
西区	西区中央1-5-10	320-8415
中区	中区日本大通35	224-8250
南区	南区花之木町3-48-1	743-8204
港南区	港南区港南中央通10-1	847-8404
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6266
旭区	旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6069
磯子区	磯子区磯子3-5-1	750-2408
金沢区	金沢区泥亀2-9-1	788-7814
港北区	港北区大豆戸町26-1	540-2329
緑区	緑区寺山町118	930-2333
青葉区	青葉区市ヶ尾町31-4	978-2446
都筑区	都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2311
戸塚区	戸塚区戸塚町16-17	866-8431
栄区	栄区桂町303-19	894-8400
泉区	泉区和泉町4636-2	800-2400
瀬谷区	瀬谷区二ツ橋町190	367-5705